

(議長)

はい、休憩を閉じて再開致します。

(議長)

次に、「小林議員」の発言を許可致します。

「小林議員」

議長。

(議長)

「小林議員」。

「小林議員」

今日は、質問3点用意して参りました。

まずひとつめですが、養護老人ホームひのき荘についてお尋ねします。高齢化が進み、江差の高齢者層にとって一層、ひのき荘の果たす役割が高まっていると思われ  
ます。所信表明でも、早期整備に向け「検討と協議の再構築を」と述べられていますが、  
まずはこのへんについて、どのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」

小林議員のご質問にお答えします。養護老人ホームひのき荘の早期整備について  
でございます。ひのき荘については、環境上の理由及び経済的な理由により、在宅で  
生活することが困難な65歳以上の高齢者が安心して暮らせる高齢者のセーフティネッ  
トとして重要な施設であり、町の高齢化率が32パーセントに達し、今後の高齢人口の  
すう勢から在宅生活が困難な高齢者、貧困層の拡大が予想されます。現施設は築40  
年以上経過し、施設が老朽化していることや施設入居者の高齢化により要介護入居  
者が増加しており、機能性や安全性など多くの課題を抱えております。また老人福祉  
法に定める新基準においては、個室化を原則としており、居室面積も大幅に下回っ  
ている状況であり、施設の早期整備が大きな課題であると認識しており、所信表明でも  
述べさせていただいたところ です。

施設整備にあたっては、多大な財政負担を伴うものであり、養護老人ホームの今後のあり方、運営方法を含めた建て替え方法など、多角的な視点から再度検討する必要があるものと考えております。まずは、庁内関係課を中心にこれまでの経過を踏まえ、検討し、早期整備に向けての方針を示してまいりたいと思いますので、皆様のご理解をお願い致します。以上でございます。

(議長)

はい、「小林議員」。

「小林議員」

はい、まずはわかりました。で、担当課の方にお尋ねしたいと思いますが、まあ今町長の方からもこの間の経過踏まえて進めていきたいというようなことでお話いただきました。で、現在入所されてる方にですね、十分そのへんのこの間の経過であったり、今後の方向性であったり、あの納得といいましょうかね、安心のためにも、ぜひ十分な説明をしていかなければならないと思います。で、そのへんのですね、入所者はもちろんその家族に踏まえ、家族にとってもどのような説明等されているのか担当課の方からお尋ねしたいと思います。

(議長)

健康推進課長、町民課長か、いいのか。太田課長。

「町民福祉課長」

これまでについては昨年度の10月2日、最初に議員協議会で民間法人から提案のあった内容についてですね、議員協議会開催の後、すぐに入居者の方には説明しております。それから、その後用地の関係で計画案が一時固まったんですけども、その後の経過についてはですね、具体的な内容については議員、議会の方にもご報告申し上げる段階までいっておりませんので、入居者の方にはその後の説明はしてありませんが、ただこれについてはですね、養護老人ホームの建設にあたっては当然、入居者の方ですとか、それから家族の方、これがですねあの同意が前提でございますので、今後計画が固まり次第、丁寧な説明をしてみたいと思いますので、ご理解願います。

(議長)

はい、「小林議員」

「小林議員」

ぜひそのへんの丁寧な説明、十分進めていただければと思います。

で2問目に入ります。医療介護推進法の制定について、その影響について少し触れたいと思います。医療介護推進法が制定されましたが、町としての取り組みはどのようなものなのか。現に、現行の要支援者の予防給付は全国一律の基準の内容を落とすことなく維持しなければならないと思っておりますが、そのへんについて、町長いかがお考えでしょう。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」

医療介護推進法の制定についてのご質問にお答え致します。医療介護総合推進法が今年6月に成立し公布されました。法律の主旨は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、介護保険法の一部改正を行い、地域包括ケアシステムを構築することを通じて、地域における医療及び介護、介護の総合的な確保を推進することです。町は国が2025年の構築を目途としている地域包括ケアシステムが実現できるよう、昨年度から種々取り組んでおります。ひとつには、地域包括ケアシステムの中心的役割を担っている地域包括支援センター機能を強化したことであります。これまで、ケアプラン作成など、包括が担ってききました指定居宅介護支援事業所を廃止致しました。また、地域ケア会議活用推進事業や住民参加型高齢者支援等推進事業に取り組み、行政職員、介護等専門職、そして住民を含め、地域力の向上や地域課題の抽出、さらには高齢者見守り支えあいネットワークチーム江差の構築などに取り組んでおります。

議員ご質問の、現行の要支援者サービス内容の維持につきましては、改正後の介護予防サービスのうち、介護、訪問介護と通所介護は総合事業に移行しますが、2年間の猶予がありますので、町は第6期の介護保険事業計画を作成、策定する中で、サービスの提供について議論してまいります。

また新たな総合事業は、多様な主体による多様なサービスの提供を可能とするものであり、地域実態に即した、真に必要なサービスを提供できる仕組みを28年度までに構築していく必要がありますので、地域のご理解とご協力をいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

(議長)

はい、「小林議員」。

### 「小林議員」

はい。関連で質問致しますが、ひとつはそのまに今回の法律改正に伴って、要支援者の関わり、このへんについての問題が出てくるかと思ひます。で要支援者は軽度者と思われがちですが、基本的には要介護者と同じ年齢域で多くの方は慢性疾患もち、日常生活を維持している方との認識が必要で、要介護状態が潜在している方々だというふうにも言えるかもしれません。むしろ、訪問頻度が低いからこそ、専門職の丁寧な対応が必要な方々だとも言えます。時間をかけてケアマネとの調整を進め、いち早く変化に気づき、地域包括支援センターや医療機関などへの専門機関に繋ぐことが生活をサポートすることなどに繋がります。今、私が心配することは、掃除や買い物、食事作りは専門職が関わらなくてもいい。ボランティアや誰かがやればいいのではないかというふうなことで、利用者の異変に気づき、自尊心を大事にし、一緒に仕事をしながら必要な援助によって重症化を予防していくことこそ、求められるものではないかと思ひております。国はこの分野については地域の自主性を重んじ、統一的な基準を作らないようですが、費用のみに重きがおかれ要支援者が専門的サービスから排除されることがないよう、サービスの内容、サービス提供者の検討を進めて欲しいというふうに思ひてますが、この点、担当課の方、お考えがありましたらお尋ねしたいと思ひます。

### (議長)

「健康推進課長」。

### 「健康推進課長」

ではお答え致します。議員お話のとおり、国は総合事業によりまして要支援者などの多様な生活支援ニーズに対しまして、地域全体でこう支えていくため、市町村が地域の実情に応じまして、多様なサービスを計画、かつ、効果的に実施していくことが必要であるとしております。この7月末に総合事業のガイドラインが示されております。これによりまして、総合事業の開始時点で既にサービスを利用している場合は継続が必要と認められるケースがございます。これは予防給付の基準を基本としてサービス利用できるようになっております。これからきちっと決まていくと思ひますけども。で町と致しましては、多様なサービスを検討するにあたり、現在、第6期の介護保険計画策定に向けまして、実施しておりますアンケート調査の結果、また今年度実施しております各町内会に入りまして、懇談会を設けていただきながら、地域の実情をご意見として色々聞かせてもらっております。そのご意見などを踏まえて、地域の実情に応じましたサービスがいかにあるか、内容や見守りなどを検討致しまして、要支援者が安心して生活できるような種々取り組みを検討してまいりたいと思ひております。サービスの提

供者につきましては、国は例と致しまして訪問介護事業者、有償無償のボランティア、それから専門職などをあげております。要支援者の支援に必要なサービス内容とサービス提供できる体制を、体制作りにあの私たちは取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解ください。

(議長)

いいですか。

「小林議員」

はい。

(議長)

いいですか、3問目ですか。

「小林議員」

3問目。

(議長)

はい、「小林議員」

「小林議員」

はい。今、担当課長の方からお話あったように、まあすべてが町、直轄の困難で、必要に応じて例えば民間の介護事業者やNPOなどに業務委託等も考えなければならぬと思います。今でも、介護労働者の賃金は他の産業平均に比べても10万ほど低いというようなことが言われております。また、介護現場での深刻的な、深刻な人手不足の背景にも、この低賃金や長時間労働、健康への不安があるなどの状態です。今後、要支援者への委託料など、自治体が一定決めてかなければならない場合、今でも低い介護労働者への処遇を低下するようでは、離職、人手不足の深刻化が一層増し、しいては今ある事業所の存続も危ぶまれるものになりかねません。事業者によっては介護収益比率が高いところはまさに存続の危機とも考えられます。介護サービス料金設定も事業者等への聞き取りなど、十分な配慮が必要と思っておりますが、そのへんいかがでしょうか。

「健康推進課長」

議長。

(議長)

「健康推進課長」。

「健康推進課長」

介護サービスの料金設定につきましては、国は現行の訪問介護、通所介護に相当するサービスにつきましては、国が示す基準を基に市町村が規定することになります。であの予防給付の基準を基本に検討していかなければならないと町も考えております。で介護事業者が存続できる価格設定ということですが、サービス料金は利用者の自己負担、それと国・道・町の公費負担、さらには被保険者の介護保険料で賄われております。これは皆さんご存知だと思いますけれども、高い料金設定は利用者や公費、そして保険者の負担が増すことに繋がります。町と致しましては国が示す基準を基本に適正な料金設定を検討していく必要があると考えております。新しい総合事業を円滑に推進するためには、地域全体で支え合うことが重要であります。介護事業者の皆さま方とは、地域の実情に応じました多様なサービスの内容や体制を検討していく中で、お話を伺う機会を作っていきたいと考えておりますので、ご理解の程宜しくお願い致します。

(議長)

はい、小林議員、3問目から。

「小林議員」

はい。

(議長)

「小林議員」。

「小林議員」

はい。3問目です。3問目は住宅リフォーム政策について、少しお尋ねしたいと思っております。以前にも住宅リフォーム助成について、議会で質問したところです。

総務省は今回の増税の影響は4月以降7月までの4カ月間連続で、前年平均を100としてまあ95を下回り続けていると。1四半期の家計調査は一貫して前年比マイナス。二人以上の世帯の実質消費支出も7月に前年同月比マイナス約6パーセントと、5月の8パーセントに次ぐ消費の落ち込みが続いております。江差町も同じ傾向であろうと推察されます。この厳しい経済状況において、中小企業の支援も考えなければなりません。その中でも建設関係事業は裾野も広く、経済効果は高いものと言われ、住宅リフォーム助成を実施した自治体の集計によれば、投資した金額の24倍の経済波及効

果があったとのまとめも出ています。介護保険では、高齢者、障害者が対象のリフォーム助成がありますが、広く住宅リフォーム制度、地域経済の支援も考えた制度設計があつていいのではないかと考えております。町長の見解をお尋ねします。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」

3問目、住宅リフォーム政策についてのご質問にお答え致します。北海道における住宅リフォームに関する支援制度を設置している自治体は、48市町村あり、そのうち檜山管内では今金町とせたな町が制度を導入しております。

今金町では工事費用30万円以上で補助率20パーセント、上限は30万円となっており、対象工事は住宅の安全性、耐久性並びに居住性の向上に資する住宅リフォームとし、増改築や修繕工事が対象となっております。申請者の条件として、町内在住で住民登録をしている者、住宅の所有者でかつその住居に居住している者で、本人及び同一世帯全員が町税や使用料を滞納していない者との条件となっております。せたな町も同様ですが、工事費用は20万円以上、補助率20パーセント、上限20万円となっております。

江差町といたしましても、経済波及効果等を考え、今後の町政策において優先順位を考慮し検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解宜しくお願い致します。以上でございます。

(議長)

はい、「小林議員」。

「小林議員」

はい。先に全国的な経験ではありますけれども、住宅リフォームを取り組んだ時限的な法律のようですけれども、今その住宅リフォームから商業店舗というんでしょうか、お店であつたり、そういったところへの補助なんかも考えてる自治体がこの頃は増えてくるようにちょっと資料見ましたら出ておりました。そのへんでですね、先ほどの室井議員の質問の中にあつた例えばそのホテルだとかの改修なんかも含めてですね、そういったところでの店舗への補助なんかというようなことも、例えばこの北海道、道南でそういったものが一般の住宅以外に取り組みされてるようなところがあるのかなのか、それ

と、そのへん、担当課の方でどのようにお考えなのか、担当課の方にお尋ねしたいと思います。

(議長)

「建設水道課長」。

「建設水道課長」

先ほど町長が答弁して、北海道に48市町村この住宅リフォームあります。その他道内は、色々な事業を導入しているところ、例えば耐震の改修工事、例えば省エネ太陽光の導入工事などなど様々な事業を導入している自治体が多くあります。先ほどは住宅リフォーム、これに関わるものとして48市町村を説明したわけです。ただ、商業等、そういう店舗等に対する導入については、まだ道南の方ではそんなに数は多くありません。具体的にはまだ担当課では把握しておりませんが、ただ今後、一般の住宅のみならず、色々な例えば空き家の問題。またはその住宅の問題、総合的に全課で共有しながらですね、研究を進めて、優先順位の高いものから導入していきたい、そういうふうに思っております。ご理解をお願いします。

(議長)

「小林議員」。

「小林議員」

あのその成果の資料等見ていきますと、アンケートとっておりますよね。やはりそのどうして使いましたか、と。ひとつはやはり制度があったからちょっと色々考えていたんだけどもこういう制度があるからぜひ使ってみたかったとか、あとはここだけ本当は直すべきだったんだけど、せっかくやるので例えば手すりの他にも色々とお金を、まあお金を使うというか、工事をしたというようなこと。それと地元の、やはりあの大きな工事ではありませんのでね、地元の業者であったり、物の販売、消費がそれで増えたということで先ほどその25倍の効果があったというようなことでありますけれども、非常にその制度を作るほうにとってもメリットのあることだろうと思いますし、それを使う方、利用者にとってもいい制度であるし、更にはその地域経済も循環されるというようなことで、非常に今差し迫って、あの予算の問題もあるかと思うんですが、是非とも今度の予算に含めても検討を十分進めていただければというふうにお願いとしまして、私の質問を終わりたいと思いますが、はい。

(議長)

答弁いらないね。



「小林議員」

答弁いたします。

(議長)

おります。

「小林議員」

よろしいですか。

(議長)

いません。「建設水道課長」。

「建設水道課長」

とにかく道内のみならず、全国的にも導入している制度であります。先ほども言ったとおり、住宅リフォームのみならず様々なケースが想定されますので、例えば今一番苦しんでいる解体の問題。こういうこともあります。そのへんを十分研究しながら今後対応を考えていきたいと思っておりますので宜しくお願いします。

(議長)

以上で「小林議員」の一般質問を終わります。